

標準旅行業約款(受注型企画旅行契約) 観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当社は旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによりします。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によりします。

2 当社は法令に基き、かつ、旅行者との間にない関係で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者から依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

この約款で「連絡旅行」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けし締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が受取られべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

第3条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社が定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配、旅費を管理することを行います。

第4条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を委託して行う者その他の補助者に行わせることがあります。

第2章 契約の締結

（企画書面の交付）

第5条 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしたとする旅行者からの依頼があったときは、当時の業務上の都合があることを除き、当該依頼の内容に添って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）の金額を明示することがあります。

（契約の申込み）

第6条 前条第1項の企画書面に記載された企画の内容に同意し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしたとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければならないものとします。

前条第1項の企画書面に記載された企画の内容に同意し、当社に連絡契約の申込みをしたとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければならないものとします。

1 第1項の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取扱料金以上の取扱料金の一部として取り扱います。

2 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ていただくこととし、当社は可能な範囲内において応じます。

3 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。

（契約締結の拒否）

第7条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者が有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金を支払うに係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3) 旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(4) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求をし、必要な要求を履行、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(6) その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第8条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（企画書の交付）

第9条 当社は、前条の定める契約の成立後遅くは、旅行日程、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、第6条第1項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面に明示します。

3 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅費を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第1項の契約書面に記載することとします。

（運送債務）

第10条 前条第1項の契約書面において、確立された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合は、当該契約締結後に利用する宿泊機関及び旅行計画に重要な運送機関の名称を限定して挙列した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日まで、この次の確定状況に記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、旅行サービスの提供を受ける旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付が行われても、当社に運送の一切に関する事項（以下「この条において」「該事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するもののファイルが壊れ又は利用できないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用のために用いるものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が事項を閲覧したことを確認します。

（旅費管理）

第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないものとします。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の広帯への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約の成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

第13条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の要求に応じます。

2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当該運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の間接し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者に対しあらかじめ運送や引当金事由が円滑な実施を図るためやむを得ない事由による因果関係を説明して、旅行の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行内容の変更）

第14条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について運送を受け運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書の交付の際に明示した時点において有効なものととして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度大幅に超え増減したときは、当社は、その増減又は減額するときは、旅行の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することとします。

2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3 当社は、第1項の規定による運賃・料金の減額がなれるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（旅行内容の変更のためその提供を受けなければならない旅行サービスに対して取消料、違付料その他の既に支払ひ、又はこれらから支払ひなければならない費用を指します。）の減少又は増加が生じた場合は、運送・宿泊機関等の提供、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の提供、運送・宿泊機関等の不足が生じたことによる減額を除きます。ただし、当該契約内容の変更の他にこの範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用

人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することとします。

（旅行者の交替）

第15条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入し、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければならないものとします。

3 旅行者の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾が得られずして発生するものとし、以後、旅行者の契約上の地位を譲渡した第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解雇権）

第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合においては、当社は、提携会社のカードにより所定の広帯への旅行者の署名なくして取消料の支払を受けます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2欄（左欄）に掲げられたものの重要なものであることとします。

(2) 第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が減額されたとき。

(3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある場合。

(4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付したとき。

(5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受けることができなかったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払わずに、旅行サービスの当該受取ったこととができたこととなった部分の契約を解除することができます。

4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者への当該受取ったこととができた部分に比例した金額を支払います。ただし、前項の場合に当社の責に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違付料その他の既に支払ひ、又はこれらから支払ひなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解雇権等—旅行開始後の解除）

第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行者に耐えられないと認められるとき。

(2) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(3) 旅行者が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(4) スキーを目的とする旅行における必要な防寒着等の旅行実装条件であって契約の締結の際に明示したものが成り立たないおそれがあるとき。

(5) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間接し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

(6) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金を支払うに係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないこととなったとき。

(7) 旅行者が第13条第3号から第5号までのいずれかに該当することとが判明したとき。

2 旅行者が第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該旅行者の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、当社は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違付料を支払わなければならないものとします。

（当社の解雇権等—旅行開始後の解除）

第18条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することができます。

(1) 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(2) 旅行者が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者を自らの指示により退席させ、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる行為をするとき。

(3) 旅行者が第13条第3号から第5号までのいずれかに該当することとが判明したとき。

(4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間接し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

2 前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かっての消滅します。この場合において、旅行者が提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

（旅行代金の払戻し）

第19条 当社は、第14条第3号から第5号までの規定により旅行代金が減額された場合は前3条の規定により受注型企画旅行契約を解除した場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の前日から起算して20日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しについては契約書面に記載した旅行日程の末日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

2 当社は、旅行者が通信契約を締結した場合であって、第14条第3号から第5号までの規定により旅行代金が減額された場合は前3条の規定により旅行代金が減額された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始後の解除又は払戻しに当たっては解除の期日より起算して20日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しに当たっては契約書面に記載した旅行日程の末日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。

3 前2項の規定は第28条又は第31条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することとを妨げるものではありません。

（契約解除後の手配）

第20条 当社は、第19条第1項又は第19条の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とし、前項の費用は、当社が定める日までに、備置者の名簿を当社に提出しなければならないものとします。

第5章 団体・グループ契約

（団体・グループ契約）

第21条 当社は、同行日程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任者たる旅行者（以下「契約責任者」といいます。）を定め申請し当該受注型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第22条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者その団体のグループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとし、当該団体のグループに係る旅行契約に関する取引及び第26条第1項の業務は、当該契約責任者との間でを行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければならないものとします。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に支払い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者となします。

（契約成立の特則）

第23条 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第6条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することができます。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けなくとも受注型企画旅行契約を締結する場合においては、当社は、契約責任者その旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

第6章 旅費管理

（旅費管理）

第24条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対して次に掲げる旅費を行います。ただし、当社が旅行者と異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) 旅行者が旅行手配サービスを受けることができないおそれがあるとき、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更することは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずよりよくなることと、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(2) 前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更することは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずよりよくなることと、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(3) 当社は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で旅行するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないものとします。

（添乗員等の業務）

第25条 当社は、旅行者の内容により添乗員その他の者を同行させて第24条各号に掲げる業務その他当該受注型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせるものとします。

ことがあります。

2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

（保護措置）

第27条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが旅行者の責に帰すべき事由によらぬときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

第7章 責 任

（当社の責任）

第28条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったこととします。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の間接し得ない事由により損害を受けたときは、当社は、旅行者の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。損害発生の日から起算して、国内旅行については14日以内に、海外旅行については21日以内に旅行者に対し通知があったことと限り、旅行者が1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

（特別償還）

第29条 当社は、前条第1項の規定に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規定で定めるところにより、旅行者が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上記にわたる損害について、あらかじめ定められた補償及び支払済金を支払います。

2 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づき支払を負うときは、その責任に基づいて旅行者が支払済金の額の範囲において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

3 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規定に基づき支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額に上乗せされるものとします。

4 当社は、前項に規定する損害賠償金の額は、同項の規定にかかわらず、別紙の補償金と受注型企画旅行を実施する募集型企画旅行については、受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（旅費保証）

第30条 当社は、別表第2上欄（左欄）に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の提供、運送・宿泊機関等の提供不足が生じたことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表第2上欄（右欄）に記載する率で旅行代金の変更補償金を旅行者の翌日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更によって当社に第31条第1項の規定に基づき責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

（旅行代金の支払）

(1) 次に掲げる事由による変更

イ 天災地変

ロ 戦乱

ハ 暴動

ニ 官公署の命令

ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ 当初の旅行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体の実保護のために必要な措置

(2) 第13条第1項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更とされた部分及び第16条から第18条までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときとの当該解除された部分に係る変更

3 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者が申し出て受注型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社に定める率を乗じた額とすも限度とします。また、旅行者に対して受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満なときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社が前条の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更によって当社に第28条第1項の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更による変更補償金を当社に返還しなければならないものとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

（旅行者の責任）

第31条 旅行者の故意又は過失により当社に損害を受けたときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、万一契約責任者と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行開始において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第8章 弁済業務保証金（旅行業協会保証金（旅行業協会保証金）である場合）

（弁済業務保証金）

第32条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シャーストールビル）の保証社員となっております。

2 当社が受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に限り、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金の預金を納付しておりますので、同法第49条第1項に基づく償還保証金は供託されております。

別表第1 取消料（第16条第1項関係）

(1) 国内旅行に係る取消料	区分	取消料
	取消料	
(1) 水先入り後の受注型企画旅行契約	イ ロから下までに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に（日曜）旅行に当たっては10日目に当たる日以降に解除する場合（ハから下までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ニから下までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
	ニ 旅行開始日の前日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	ホ 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）	旅行代金の100%以内
	ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	
	(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によりする。
	備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
	(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

(2) 海外旅行に係る取消料	区分	取消料
	取消料	
(1) 本邦出国時及び帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	イ ロから下までに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に（日曜）旅行に当たっては10日目に当たる日以降に解除する場合（ハから下までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ニから下までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
	ニ 旅行開始日の前日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	ホ 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）	旅行代金の100%以内
	ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	
	(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によりする。
	備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
	(2) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

標準旅行業約款(受注型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

別表第2 変更補償金（第30条第1項関係）		
変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		

一般社団法人

全国旅行業協会

保証社員

有限会社 りんどう観光

長野県知事登録旅行業 第2-208号

〒398-0002長野県大町市大町7031-4

TEL:0261-22-3589 FAX:0261-22-1371

Email:tomog220502@gmail.com

登録番号:T1100002027006

総合旅行業務取扱管理者:遠山 朋江